

藤沢市都市マスタープランの改定（少子超高齢社会に対するまちづくり）について

1 改定趣旨

現行の都市マスタープランの将来展望（P15）及び主要課題（P22）において、少子超高齢社会について説明しており、その時点では、「超高齢社会を迎えるまでもうしばらく猶予があり、都市活力を維持しているこの時期に、その到来に備えた都市形成、経営に取り組むことが、この次の時代に暮らしやすく、住みよい都市を維持するために必要です。」としています。

そのため、全体構想の都市づくりの基本方針（P38）の「活力を生み出す都市づくり」や「広域的に連携するネットワークづくり」の中で、都市拠点における機能強化と活性化の促進、広域交通体系の整備によるネットワーク化をめざしてきました。

しかしながら、2015年（平成23年）には、藤沢市の高齢化率が21%を超え、藤沢市も超高齢社会にすでに突入し、その対策について、まちづくりとして、より具体的に対応していく必要があり、都市マスタープランの一部とみなされる少子超高齢社会に対する取組である「藤沢市立地適正化計画」の策定を進めていることから、計画を位置づけるための改定を行います。

2 改定の方向性

「藤沢市都市マスタープラン 第2章 全体構想 2 目標とする都市 2 将来都市構造」（P28）に、「立地の適正化に関する基本的な方針」を位置づけます。

第2章 全体構想 2 目標とする都市

- 1 将来都市像
- 2 将来都市構造
 - ・ 立地の適正化に関する基本的な方針
- 3 将来フレーム

3 改定（案）（P28に追加）

2 将来都市構造

藤沢市の将来都市像『自立するネットワーク都市』を実現する都市構造として、交流・連携の骨格となる『交通体系』、交流の場となる『都市拠点』、自然環境、地形が醸し出す『自然空間体系』、さまざまな都市活動・産業活動の舞台となる『市街地構成』、市民の身近なまちづくりの単位としての『地区の構成と地区拠点』の5つの要素で構成します。

さらに、少子超高齢社会等に対応するため、「立地の適正化に関する基本的な方針」を定め、各拠点を中心とした都市機能の高密度化を進めるとともに、拠点間及び拠点までのネットワークの維持・向上を図り、市街地と自然空間が調和した集約型都市構造の構築をめざします。

○立地の適正化に関する基本的な方針（藤沢市立地適正化計画）

本市では、今後20年間で少子化、高齢化がさらに進行していくため、都市拠点及び地区拠点を中心に、現在の市街地環境の維持・向上を図ります。

立地適正化計画策定の本来の趣旨の一つに、人口の増加に併せ拡大した市街地を今後の人口動向に併せ緩やかに集約していくということがあります。本市においては、今後も現在の人口規模が維持されることが想定されることから、市街地の集約という観点ではなく、各拠点における都市機能の維持・向上及び大規模自然災害に対する安全性の向上を図っていきます。

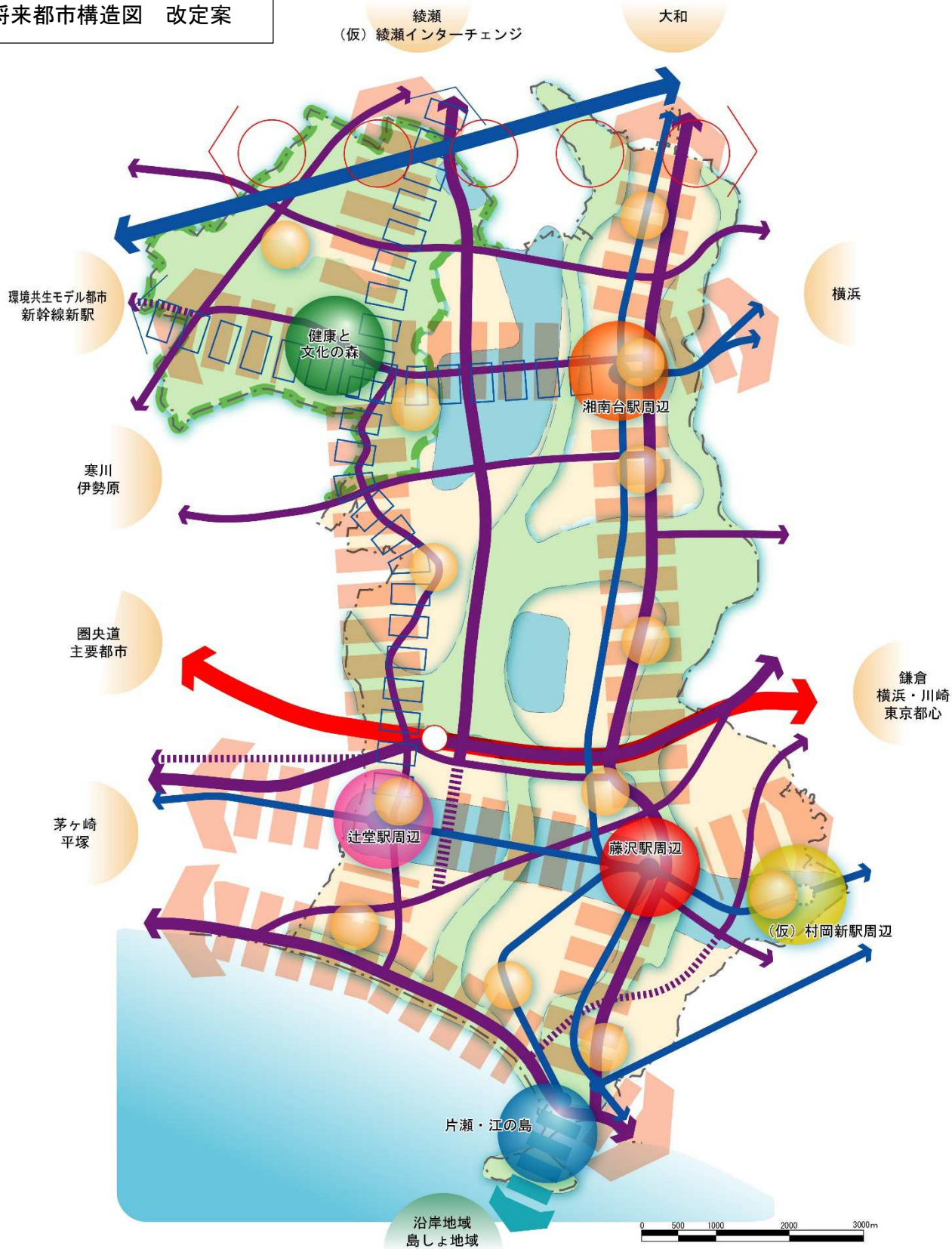
各拠点における都市機能の維持・向上に関しては、少子超高齢社会を踏まえ、各拠点間における鉄道等の公共交通によるネットワーク形成を図るとともに、歩行空間の整備・改善による自家用自動車交通のみに依拠しない日常生活圏域の形成等を図ることでコンパクトシティ化を推進します。

なお、日常生活圏域については、藤沢型地域包括ケアシステムの考え方を踏まえ、住まいを中心に、徒歩で概ね30分以内で移動できる身近で住み慣れた地域を基盤に、総合支援拠点である市民センター・公民館を中心とした13地区を基本とします。

また、大規模自然災害に対する安全性の向上に関しては、津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域といったハザードエリアを明確にし、避難計画等の防災情報や被害想定等の周知を行い、都市の安全性の向上を図ります。

これらの取組により、市民の誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる少子超高齢社会等に向けた持続可能なまちづくりを進めます。

将来都市構造図 改定案



凡 例	<交通体系>	<拠点配置>	<水と緑の骨格>
	ラダー型交通軸		
	鉄(軌)道		
	鉄(軌)道(計画・構想)		
	自動車専用道路		
	自動車専用道路(計画・構想)		
	一般幹線道路		
	“(計画・構想)		
	海上交通(計画・構想)		